

# 後期 高齢者 医療制度

## 保険料 ニュース

### 問合せ先

福岡県後期高齢者医療広域連合  
☎092・651・3111

桂川町役場保険環境課  
☎65・1097

### 後期高齢者医療制度の保険料率が決まりました

平成20年4月からの、75歳以上（一定の障害のある人は65歳以上）の人が被保険者となって加入する「後期高齢者医療制度」の保険料率が決まりました。

保険料率は、保険料の算定に用いる被保険者均等割額と所得割率を言い、県内に住む被保険者の医療費の状況などによって決まります。

#### 保険料

- 保険料は、医療給付費（総医療費から自己負担分を除いた費用）の約1割を被保険者全員で負担します。
- 被保険者、一人ひとりが納付します。
- 保険料の額は、被保険者全員が等しく負担する被保険者均等割額と、一定以上の所得がある被保険者が所得に応じて負担する所得割額の合計額になります。

#### 【保険料計算式】

保険料 = 被保険者均等割額 + 所得割額 = 50,935円 +  
〔総所得金額等 - 33万円(基礎控除)〕 × 9.24% (所得割率)

- ※ 保険料の最高限度額は50万円(年額)です。
- ※ 総所得金額等とは、前年中の「公的年金収入 - 公的年金等控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」等で、各種所得控除前の金額です。
- ※ 公的年金収入のみの方は、年金額が153万円以下の場合、所得割額はかかりません。

#### 納付方法

1. 年金額が18万円以上で、かつ、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1以下の場合、年金から天引きされます。(特別徴収)
  2. 上記以外の場合は、納付書や口座振替で納付します。(普通徴収)
- ※ 現在、被用者保険に加入している人については、保険料軽減にかかる特例措置の関係で、普通徴収となる場合があります。